

## 第9号議案 平成31年度 長崎市一般会計予算

### 目次

資料 一般会計  
ページ 予算ページ

#### 2款 1項 14目 街を美しくする運動推進費

- ・ 市民協働環境美化推進費 . . . 1 128 ~ 131

#### 4款 1項 9目 環境対策費

- ・ 環境基本計画策定費 . . . 2 198 ~ 201
- ・ 地球温暖化対策市民運動推進費 . . . 4 198 ~ 201
- ・ 【補助・単独】環境対策施設整備事業費補助金 浄化槽設備 . . . 8 198 ~ 201

#### 4款 2項 1目 清掃総務費

- ・ リサイクルコミュニティ推進費 . . . 10 202 ~ 205

#### 4款 2項 2目 ごみ処理費

- ・ 特殊ごみ処理費 . . . 11 204 ~ 207
- ・ ごみ収集委託費 . . . 13 204 ~ 207
- ・ 《債務負担行為》ごみ収集委託 . . . 15 第2表 12  
(中央A・B地区、南部A・B・C地区、北部A・B地区)
- ・ 資源ごみ処理費 . . . 17 204 ~ 207
- ・ 【単独】ごみ処理施設等整備事業費 東工場 . . . 19 204 ~ 207
- ・ 【単独】ごみ処理施設等整備事業費 災害廃棄物仮置場 . . . 24 204 ~ 207
- ・ 【単独】ごみ処理施設等整備事業費 三京クリーンランド埋立処分場重機整備 . . . 26 204 ~ 207

#### 4款 2項 3目 し尿処理費

- ・ 旧クリーンセンター維持管理費 . . . 28 206 ~ 207

環 境 部

平成31年2月



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
128～ 131	2 総務費	1 総務管理費	14 街を美しくする 運動推進費	2-1	市民協働環境美化 推進費	千円 3,175

### 1 概 要

道路・公園・河川・文化財等の「公共の空間」において環境美化活動を行うもので、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民と市が協働した地域活動を推進する。

### 2 事業内容

#### (1) 市民協働環境美化推進事業(アダプトプログラム)

道路・公園・河川・文化財等の公共空間を「養子」に、その公共空間を維持する活動を行う団体を「里親」に見立てて養子縁組を結び、市が里親の活動を支援する。

支援内容は、ごみ袋その他の清掃用具の支給、ボランティア活動傷害保険の加入、ごみ収集車の配車、管理区域等を示した表示板(アダプトサイン)の設置など。

※アダプト(ADOPT)とは英語で「〇〇を養子にする」という意味

#### 【里親団体数の推移】

年度	13～17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
登録	54	8	15	6	7	12	10	21	19	5	7	5	8	7
脱退	-	-	-	3	1	3	1	2	2	3	3	-	6	-
団体数	54	62	77	80	86	95	104	123	140	142	146	151	153	160

※平成30年度は、平成31年1月末の団体数

#### (2) 地域清掃支援事業(ボランティア清掃)

道路・公園・河川・文化財等の公共の空間において清掃や除草等の環境美化活動を行う団体や個人に対して、ボランティア清掃用ごみ袋の支給、ごみ収集車の配車等の支援を行う。

※平成29年度ボランティア清掃実施団体・個人 411団体・個人

#### (3) 事業費内訳

ア 需用費(ボランティア清掃用ごみ袋等)	2,435千円
イ 役務費(ボランティア活動傷害保険料等)	525千円
ウ 委託料(看板製作・設置等委託)	215千円

### 3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 3,175	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 3,175

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
198～ 201	4 衛生費	1 保健衛生費	9 環境対策費	1-1	環境基本計画策 定費	千円 1, 7 5 8

## 1 概要

長崎市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「長崎市第二次環境基本計画」の計画期間が、平成32年度(2020年度)をもって満了するため、平成33年度を始期とする「(仮称)長崎市第三次環境基本計画」を策定することとしている。

次期計画の策定にあたっては、2015年に採択されたパリ協定やSDGsの考え方など、国内外の環境を取り巻く社会状況の変化も踏まえ、平成31年度は基礎調査として、環境に関する市民意識調査を行い、市民及び事業者等のニーズの変化を把握し、その結果を次期計画へ反映するための基礎資料とする。

## 2 事業内容

### (1) 環境に関する市民意識調査 1, 7 5 8 千円

市民、事業者及び小学生を対象に、調査対象者が実践している環境行動や優先して取り組むべきと考える環境問題など、環境に関する取組み状況や意識調査を行う。

- ア 市民調査 2, 0 0 0人
- イ 事業所調査 1, 2 0 0事業所
- ウ 小学生調査 約400人

### (2) 事業費内訳

- ア 役務費(郵送料) 408千円
- イ 委託料 1, 3 5 0千円

(調査票の印刷・封入・封緘、封筒の印刷、調査結果の集計・分析)

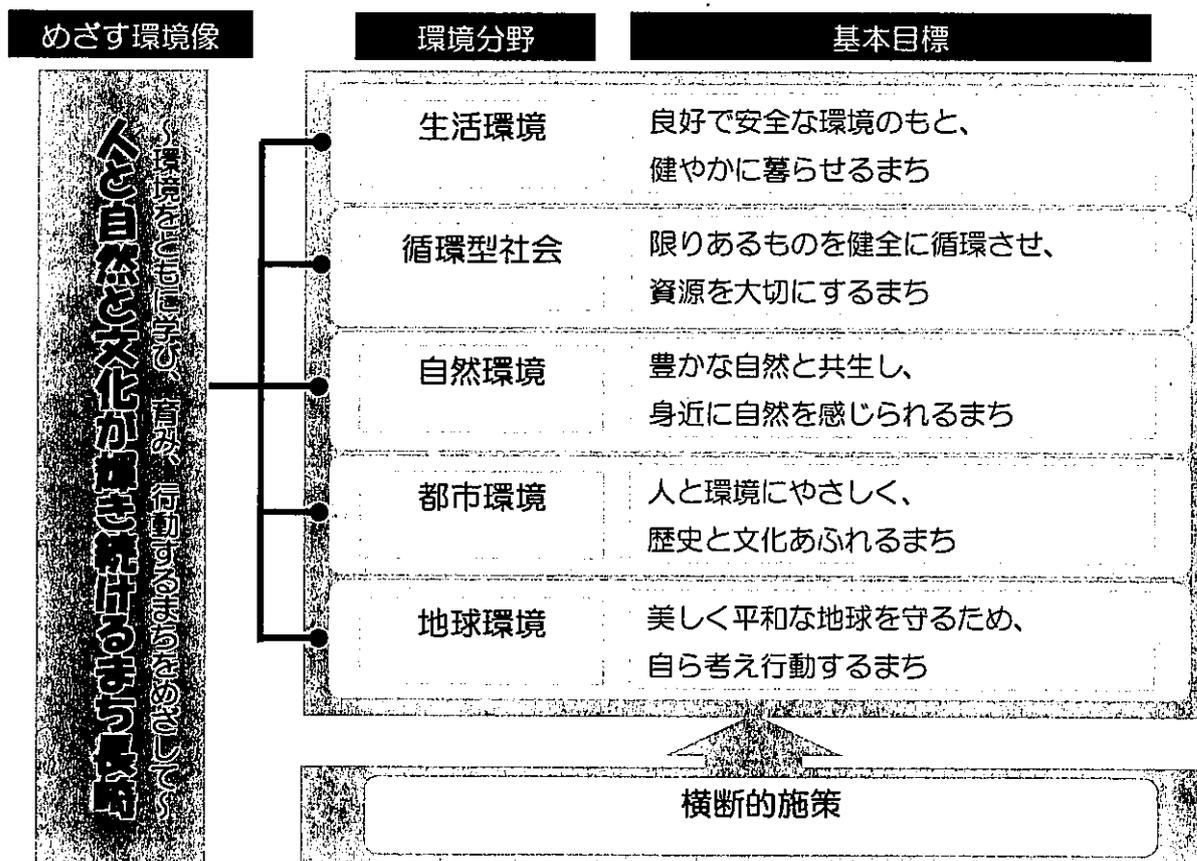
### (3) 策定スケジュール

項目	平成 31 年度												平成 32 年度
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
市民意識調査	■	■	■	■	■	■	■						
計画策定方針作成				■	■	■	■	■					
環境審議会								■			■		諮問・答申
計画素案の作成													■
パブリックコメント													■

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 1,758	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 1,758

【参考：第二次環境基本計画体系図】

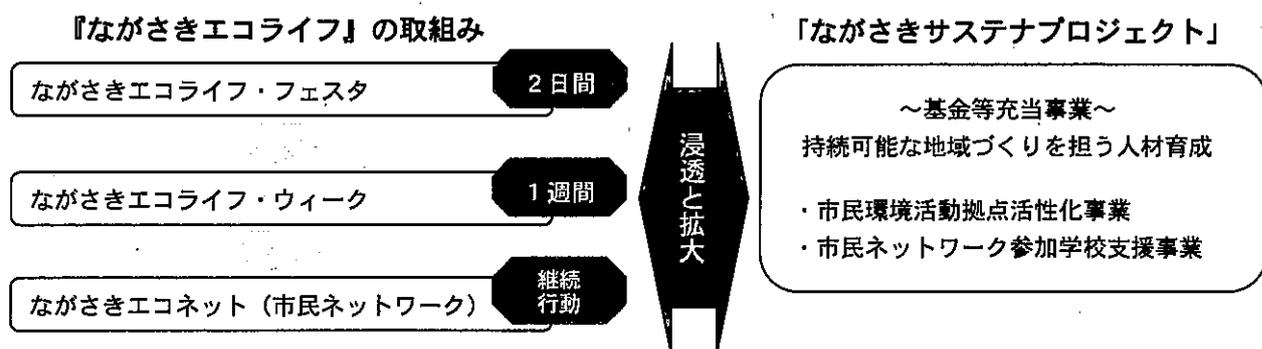


予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
198～ 201	4 衛生費	1 保健衛生費	9 環境対策費	2-2	地球温暖化対策 市民運動推進費	千円 23,372

## 1 概要

市民総参加の継続的な環境行動の実践に向けて、「だれでも」「いつでも」「簡単に」取り組むことができる運動（『ながさきエコライフ』の取組み）を展開し、CO<sub>2</sub>の排出量削減につながる市民運動の創出を図る。

併せて、持続可能な地域づくりを担う人材育成（「ながさきサステナプロジェクト」）を進めることで、市民の自発的かつ継続的な環境行動を促進する。



## 2 事業内容

### (1) 『ながさきエコライフ』の取組みの推進 11,686千円

#### ○「ながさきエコライフ・フェスタ」の開催 (7,640千円)

無関心層を含め多くの市民が環境行動を実践するためのきっかけづくりとして、「ながさきエコネット」を中心として企画、運営を行い、環境に関する様々な分野の団体との協働により、啓発効果が高く、気軽に参加できる環境行動イベントを開催する。

- ・開催日：平成31年（2019年）11月予定
- ・場所：長崎水辺の森公園ほか

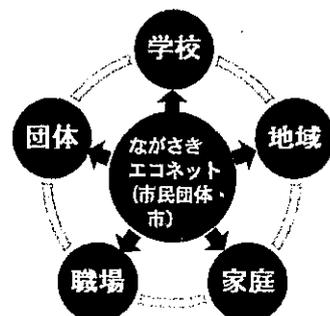
#### ○「ながさきエコライフ・ウィーク」の展開等 (4,046千円)

エコライフ・フェスタを初日とする1週間を市民が環境行動を実践するエコライフ・ウィークとし、エコライフ・フェスタと連動した効果的な広報の実施や、学校、事業者、団体との連携を進めるなど、市民の参加拡大を図る。

- ・実践期間：平成31年（2019年）11月の1週間予定
- ・実践場所：家庭、学校、職場等

#### ○「ながさきエコネット」の活動拡大

市民の環境行動を促進するため、幅広い市民が、情報を共有し、互いに支え合いながら、市民の環境リーダーとして確実な行動を実践する市民ネットワーク「ながさきエコネット」の活動拡大を図る。



## (2) 「ながさきサステナプロジェクト」の推進 11,686千円

『ながさきエコライフ』の取組みの更なる浸透と拡大を図るため、ながさきエコライフ基金等を活用し、広く市民が参画する活動や、未来を担うこどもたちの活動へ還元することで、人と人のつながりを育むESD（持続可能な開発のための教育）に取り組むなど、「ながさきサステナプロジェクト」として、持続可能な地域づくりを担う人材育成を進め、市民の自発的かつ継続的な環境行動を促進する。

### ○市民環境活動拠点活性化事業（10,186千円）

市民が気軽に集い、利用できる、市民主体の環境活動の拠点「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を活用し、市民の環境活動を活性化することで、幅広い市民の身近な環境行動を促進する。

- ・市民環境活動拠点賃借料（1,817千円）
- ・市民環境活動拠点活性化業務委託（8,369千円）



【指定法人】公益財団法人 ながさき地域政策研究所

（平成28年1月6日～平成33年3月31日）

- ▶ サステナを活用した相談窓口、普及啓発等に係る業務
  - ・エコカフェの開催
  - ・リユースや食品ロス削減の取組みの推進
- ▶ 長崎市地球温暖化防止活動推進員の活動支援等に係る業務
  - ・出前講座の実施
- ▶ 地域における地球温暖化防止活動推進等に係る業務
  - ・自治会、地域団体、学校及び事業所など地域で活動する団体との連携、支援
- ▶ 『ながさきエコライフ』の取組みの浸透と拡大に係る業務
  - ・長崎市版「COOL CHOICE」（エコカー、エコ住宅、省エネ家電等）の普及啓発



エコカフェ  
「防災エコクッキング」



出前講座  
「地球温暖化ってなに？」

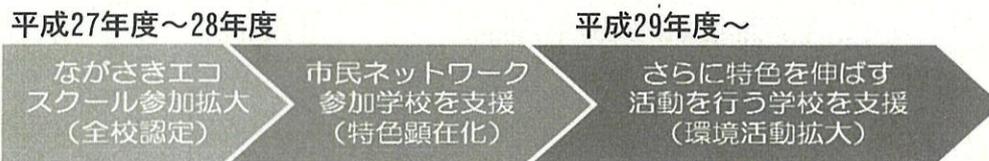
○市民ネットワーク参加学校支援事業（1,500千円）

各学校の地域の特性や歴史的な特色などを活かした学校独自の環境活動を行う市民ネットワーク参加学校の中から、さらに地域や環境活動団体などと連携し、自然環境の保全、循環型社会や低炭素社会の構築につながるような特色ある環境活動を計画し、実践する意欲がある学校を募り、「ながさきサステナスクール」として活動推進に必要な支援を行う。

また、この活動をきっかけに、こどもたちと地域や環境活動団体との連携を深め、自分自身も地域社会の一員であることを認識し、社会の多様性やつながり、協働の大切さを学び合う「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進する。

・市民ネットワーク参加学校活動支援費（1,500千円）

➢ 1校あたり30万円以内 @300,000円 ×5校 = 1,500,000円



支援対象校【実績】

平成29年度：小榊小学校、大園小学校、川平小学校、鳴見台小学校（全4校）

平成30年度：茂木小学校、稲佐小学校、高城台小学校、茂木中学校（全4校）



手回し発電機によるエネルギーの実験（小榊小）



稲作を通じた自然体験（鳴見台小）



地域の方と協働でビオトープの再整備（川平小）

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 23,372	千円 -	千円 -	千円 -	千円 23,372	千円 -

※ながさきエコライフ基金繰入金（11,685千円）、長崎県市町村振興協会市町交付金（11,487千円）など

(参考)

○サステナ

環境基本法第4条に規定される「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」の概念で、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発、「持続可能な開発 (Sustainable Development)」サステナブル・デベロップメントを省略した言葉のこと。

○E S D

環境省と文部科学省が連携して推進している持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育のことで、「持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)」の頭文字をとってE S D (イー・エス・ディー) という。

○メガソーラー事業の収支見込みとながさきエコライフ基金の積立状況

(単位：千円)

年度	売電収入	リース料	収支	取崩額	基金残高
26年度 (決算)	50,356	37,029	13,327	0	—
27年度 (決算)	49,326	37,029	12,297	6,725	18,909*
28年度 (決算)	48,444	37,029	11,415	11,998	18,339*
29年度 (決算)	48,401	37,029	11,372	10,896	18,826*
30年度 (予算)	50,868	37,029	13,839	11,300	21,365
31年度 (予算)	49,637	37,372	12,265	11,685	21,945

平成27年4月基金創設 ※決算額の基金残高には、利息を含む。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
198～ 201	4 衛生費	1 保健衛生費	9 環境対策費	4-1	【補助】環境対策施設 整備事業費補助金 浄化槽設備	千円 16,200
				6-1	【単独】環境対策施設 整備事業費補助金 浄化槽設備	24,833

## 1 概 要

下水道の整備が見込まれない地域における公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽を設置する市民に対し浄化槽本体工事に係る費用の一部を補助するとともに、単独処理浄化槽の撤去費用等の一部についても補助を行うことで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図る。

## 2 事業内容

合併処理浄化槽を設置する市民に対し、浄化槽設置工事に係る費用の一部を補助する。また、単独処理浄化槽を撤去・処分し、新たに合併処理浄化槽を設置する者に対しては、補助金の加算を行い、転換の促進を図る。

(単位:千円)

区 域	予 算 の 内 訳			事 業 別 の 内 訳	
	人 槽	基 数	内 訳	【補 助】	【単 独】
下水道認可区域外	5人槽	15基	11,190	4,980	6,210
	7人槽	20基	21,100	8,280	12,820
	10～50人槽	5基	7,715	2,740	4,975
	単独から合併への 転換(加算)	(1基)	200	200	—
	計<1>	40基	40,205	16,200	24,005
下水道認可区域内	5人槽	2基	828	下水道認可区域内 につき、補助対象外	828
	7人槽	—基	—		—
	10～50人槽	—基	—		—
	単独から合併への 転換(加算)	(0基)	0		0
	計<2>	2基	828		828
計	<1>+<2>	42基	41,033	16,200	24,833

### [補助金の限度額]

#### ① 合併処理浄化槽設置工事に対する補助

(単位:千円)

区 域	人 槽	【補 助】	【単 独】	補助合計
下水道認可区域外	5人槽	332	414	746
	7人槽	414	641	1,055
	10～50人槽	548	995	1,543
下水道認可区域内※	5人槽	—	414	414
	7人槽	—	641	641
	10～50人槽	—	995	995

※下水道認可区域内に設置する場合、下水道の整備が当分の間見込まれない場合に限る。

#### ② 単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽へ転換する場合の補助の加算

200千円

3 浄化槽の設置状況(平成31年1月末現在)

(単位:基)

区 域	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	計
下水道認可区域外	2,469	85	2,554
下水道認可区域内	262	466	728
計	2,731	551	3,282

4 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
【補助】 16,200	5,363	4,826	—	—	6,011
千円	—	—	—	—	千円
【単独】 24,833	—	—	—	—	24,833

※1 循環型社会形成推進交付金 ※2 長崎県浄化槽設置整備事業補助金

5 浄化槽設置費等補助のイメージ(7人槽モデル工事)

① 下水道認可区域外

個人負担	長崎市単独補助	国庫補助対象(414千円)		
60千円	641千円	長崎市 1/3	長崎県 1/3	国 1/3

② 下水道認可区域内

個人負担	長崎市単独補助
474千円	641千円

●【参考】国の制度改正(予定)※抜粋

(1) 見直しの方向性

- ・循環型社会形成推進交付金による浄化槽整備への財政支援について、限られた財源を活用して汚水処理施設の未普及解消を加速化すべく予算制度や予算措置の方針を見直す。

(2) 「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換」の重点化

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換においては、浄化槽の交換に加えて生活雑排水を浄化槽に流入させる宅内配管工事に係る費用負担が大きいことから助成制度を新設

※【助成制度の内訳】

- ・対象工事：宅内配管として合併処理浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水)、弁の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管が対象
- ・工事費上限：30万円

H30 まで	単独処理浄化槽 撤去費補助	宅内配管工事費 補助	➔	H31 から	単独処理浄化槽 撤去費補助	宅内配管工事費 補助
	90千円 (国・県・市 1/3)	110千円 (市 10/10)			90千円 (国・県・市 1/3)	300千円 (国 1/3・市町村 2/3)

(※長崎県の補助率は未定)

(3) 補助対象外となる浄化槽設置

- ・既存の汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への浄化槽設置
- ・既設合併処理浄化槽の更新、改築(※災害に伴うものは除く)
- ・都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による土地造成に伴う住宅団地を整備する場合の新築家屋への浄化槽設置(※災害に伴うものは除く)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
202～ 205	4 衛生費	2 清掃費	1 清掃総務費	5-4	リサイクルコミュニティ 推進費	千円 37,916

### 1 概 要

市民と行政が一体となったごみの分別及び減量化、リサイクルを推進するため、リサイクル推進員を委嘱し、研修会やごみ処理施設見学会を実施して、地域のリーダーとしての役割を担っていただき、ごみ分別等の周知・徹底を図る。

また、活動支援として、被服等の貸与や配置自治会に謝礼金を交付する。

### 2 事業内容

#### (1) リサイクル推進員の委嘱及び謝礼金の交付

自治会長からの推薦により、2年の任期で推進員を市長が委嘱する。また、推進員配置自治会に対し、1世帯当たり年額300円の活動謝礼金を交付する。

#### 【リサイクル推進員数の推移】

年度	配置自治会数①	推進員数	全自治会数②	推進員配置割合 ①/②
平成26年度	803自治会	3,005人	988自治会	81.3%
平成27年度	802自治会	3,041人	991自治会	80.9%
平成28年度	790自治会	2,979人	982自治会	80.4%
平成29年度	795自治会	3,009人	982自治会	81.0%
平成30年度	771自治会	2,861人	975自治会	79.1%

※各年度末の数値(平成30年度は平成31年1月末現在)

#### (2) 研修会及びごみ処理施設見学会の実施

各地域で研修会を開催し、ごみ分別に係る指導及び周知・啓発など、推進員の活動内容について説明を行う。また、ごみ処理施設見学会を通して、市のごみ処理の現状を伝え、ごみ減量及びリサイクルを推進する。

#### (3) 事業費内訳

ア 報償費(リサイクル推進活動謝礼金)	36,240千円
イ 需用費(リサイクル推進員被服等)	854千円
ウ 役務費(郵送料)	154千円
エ 使用料及び賃借料(施設見学会バス借上料等)	668千円

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
37,916	-	-	-	37,916	-

※長崎県市町村振興協会市町交付金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
204～ 207	4 衛生費	2 清掃費	2 ごみ処理費	1-5	特殊ごみ処理費	千円 52,509

## 1 概 要

精霊流しによる精霊船等の後処理作業、お宮日期间中の清掃作業及び清掃の後処理作業、市民大清掃の後処理作業並びに空き缶回収キャンペーンのごみ収集運搬作業を行う。

なお、精霊流しについては、平成27年度からの流し場である交流拠点施設（MICE）建設予定地の使用ができないため、平成31年度からは流し場を分散し実施する案について、県と調整を行い、おおむね了承を得ているところである。

## 2 事業内容

### (1) 精霊流し 45,058千円

精霊船流し場の整備並びに流された精霊船及びこも包み等の処理を行う。

(主な業務委託)

・精霊船運搬等業務委託

流し場内に持ち込まれた精霊船を解体し、こも包みも含めて東工場内仮置場に搬入する業務

・精霊船流し場整備業務委託

精霊船の受入れを円滑に行うため、流し場に鉄板の敷設及びフェンス等の設置を行う業務

・東工場精霊船等後処理業務委託

東工場の仮置場に搬入された精霊船及びこも包み等を分別し、適正処理を行う業務

### (2) お宮日ごみ 3,360千円

お宮日期间中に、市民等から排出されたごみ及び道路上の散乱ごみを収集し、適正に処理する業務

### (3) 市民大清掃 3,581千円

市民大清掃において仮置場まで搬入されたごみを解体及び分別し、適正に処理する業務

### (4) 空き缶回収キャンペーン等 510千円

野母崎地区及び高島地区における空き缶回収キャンペーン等により発生したごみを収集し、適正に処理する業務

### (5) 事業費内訳

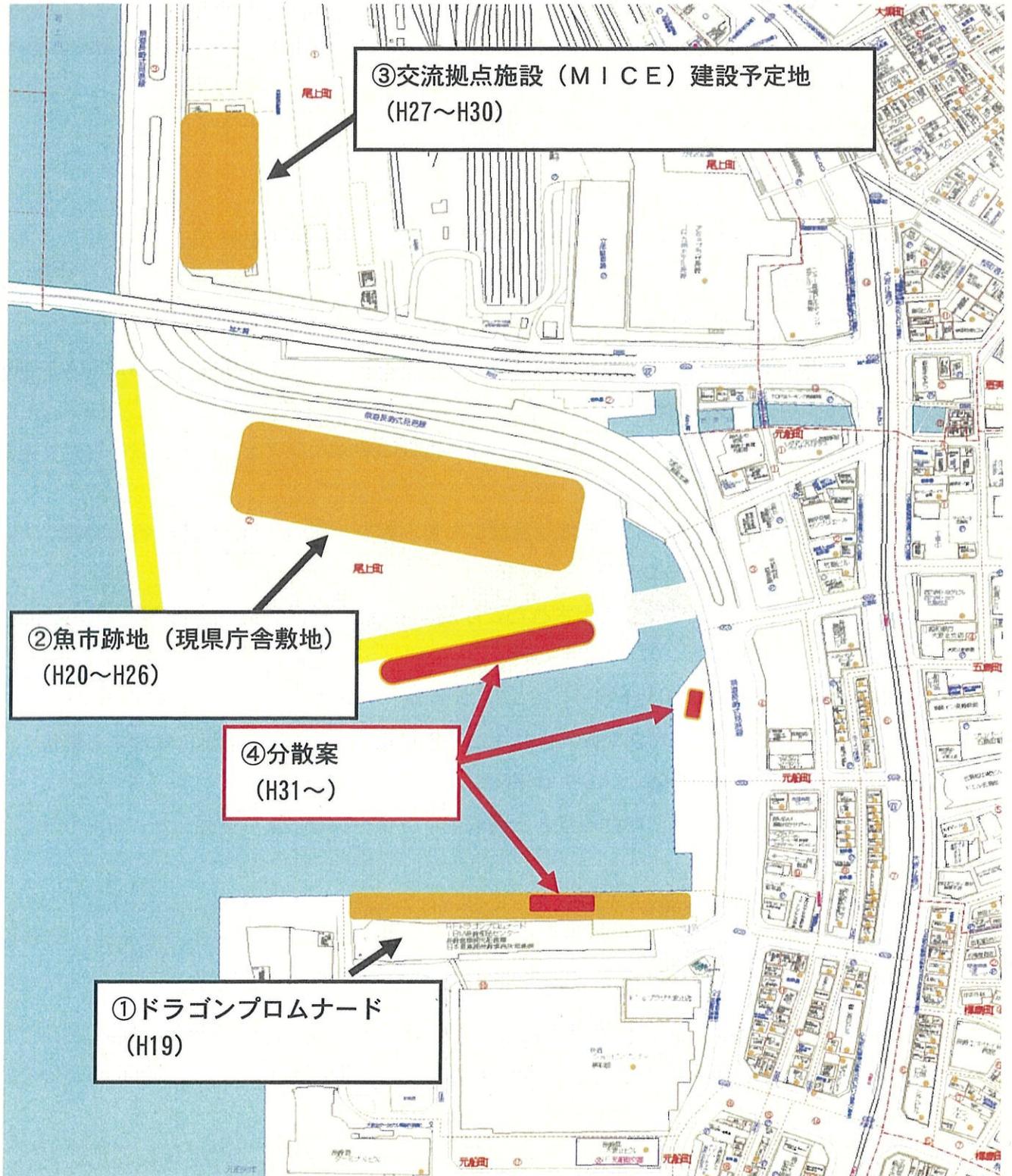
ア 需用費（従事者用軍手等）	224千円
イ 役務費（流し場仮設トイレ汲み取り料）	25千円
ウ 委託料（精霊流し、お宮日、市民大清掃等）	51,323千円
エ 使用料及び賃借料（バルーンタイプ投光器レンタル料等）	937千円

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 52,509	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 52,509

### 【参考】

## 尾上・元船地区流し場の変遷



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
204～ 207	4 衛生費	2 清掃費	2 ごみ処理費	1-6	ごみ収集委託費	千円 1,230,496

### 1 概 要

長崎市一般廃棄物処理計画に基づき、市内の家庭、事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬に係る業務を委託し、一般廃棄物の適正処理を行う。

### 2 事業内容

#### (1) ステーション方式収集運搬

市内の処理区域を直営と委託に区分し、委託区域の収集業務について委託するもの。ごみはステーション方式により排出され、主に塵芥車（パッカー車）による収集を行う。

#### (2) 粗大ごみ収集運搬

随時の申込方式により排出される粗大ごみの戸別収集業務について委託するもの。

### 3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円 1,230,496	千円 -	千円 -	千円 -	千円 22,100	千円 1,208,396

※ 粗大ごみ処理手数料

### 【参考】委託状況

#### (1) ステーション方式収集運搬

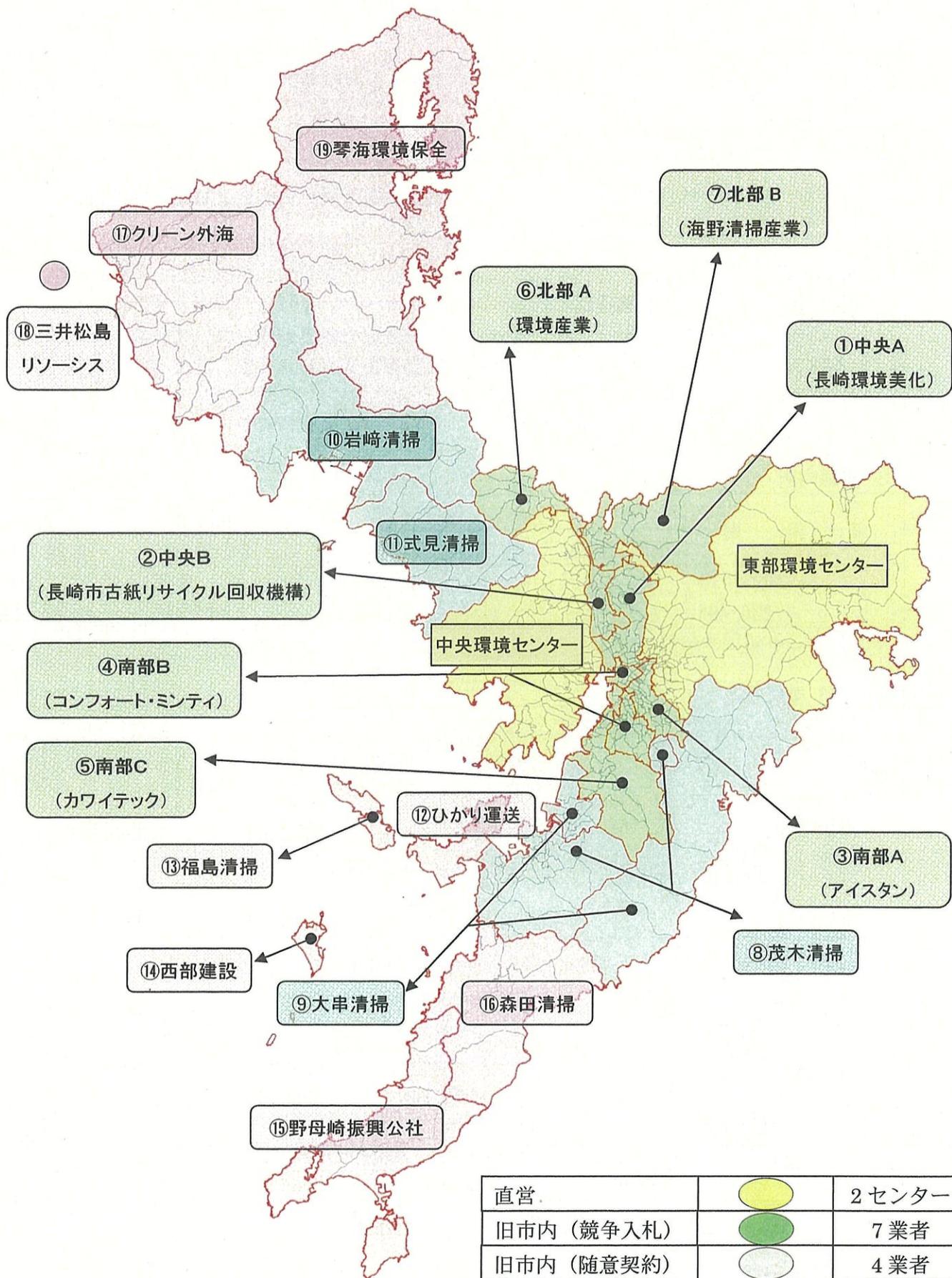
処理主体	収 集 地 区				世帯数 (注)
委託	入 札 地 区	①立山、江平、三原1丁目など	②銭座、川口、中園など	旧 長 崎 市	86,365
		③新大工町、浜町、上小島など	④元船、桜町、館内、川上など		
		⑤大浦、戸町、大山など	⑥赤迫、滑石、横尾など		
		⑦住吉、女の都、川平など	-		
	随 意 契 約 地 区	⑧平山、深堀、田上など	⑨茂木、小ヶ倉、ダイヤモンドなど	旧 7 町	17,657
		⑩三重、京泊、畝刈、鳴見など	⑪式見、小江原1, 3～5丁目、柿泊など		
		⑫香焼地区	⑬伊王島地区		
		⑭高島地区	⑮野母崎地区		
		⑯三和地区	⑰外海本土地区		
		⑱外海池島地区	⑲琴海地区		
直営	中央環境センター（神の島、小江町、油木町、西北町など）				73,152
	東部環境センター（矢の平、片淵、つつじが丘、潮見町など）				
合 計					208,166

(注)「世帯数」は、平成30年12月末日現在の「住民基本台帳に基づく町別人口・世帯数」数値

#### (2) 粗大ごみ収集運搬

処理主体	収集区域	収集見込量
委託	市内全域	約 31,000 個

# 長崎市 ゴミ収集区域(H30)



債務負担行為		期 間	限度額 (設定額)
第2表 ページ	事 項		
12	ごみ収集委託 (中央 A・B 地区、南部 A・B・C 地区、 北部 A・B 地区)	平成 32 年度から 平成 36 年度まで	千円 3,487,330

## 1 概 要

ごみ収集を民間委託している中央 A・B 地区、南部 A・B・C 地区、北部 A・B 地区については平成31年度をもって契約期間が満了する。このことに伴い、収集体制の変更の周知を事前に行うとともに、委託事業者に対して引継ぎ及び車両等の準備期間が必要なことから、平成31年度中に制限付一般競争入札を実施し契約を締結するため、債務負担行為を設定しようとするもの。

## 2 事業内容

市内の委託（入札）区域のごみ収集運搬業務について委託するもの。ごみはステーション方式により排出され、主に塵芥車（パッカー車）による収集を行う。

### (1) 委託地区の状況

	地区名	収集地区	世帯数（世帯）	人口（人）
①	中央 A 地区	立山、江平、三原 1 丁目 など	12,000	22,000
②	中央 B 地区	銭座、川口、中園 など	10,000	18,000
③	南部 A 地区	新大工、浜町、上小島 など	14,000	24,000
④	南部 B 地区	元船、桜町、館内、川上 など	11,000	20,000
⑤	南部 C 地区	大浦、戸町、大山 など	9,000	19,000
⑥	北部 A 地区	赤迫、滑石、横尾 など	15,000	31,000
⑦	北部 B 地区	住吉、女の都、川平 など	15,000	30,000

※ 世帯数及び人口は、平成 30 年 12 月末日現在の「住民基本台帳に基づく町別人口・世帯数」数値で概数を記載している。

※ 地区によってごみ量が多い曜日があるなど、作業体制に影響がある地区については隣接地区と区域の調整を行い、ごみ量の均等化を図ることとしている。

(2) 業務に要する人員及び車両

	人 員			車 両	
	作業員 (運転手含む)	臨時作業員 (収集補助)	事務員	塵芥車	軽トラック
	(人)	(人)	(人)	(台)	(台)
中央A地区	10	8	1	4	1
中央B地区	8	1	1	3	1
南部A地区	14	4	1	5	2
南部B地区	12	6	1	4	2
南部C地区	8	2	1	3	1
北部A地区	12	0	1	5	1
北部B地区	12	1	1	5	1
合 計	76	22	7	29	9

※上記の塵芥車台数には予備車台数は含まない。

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,487,330	-	-	-	-	3,487,330

※ 単年度 697,466千円 × 5年 = 3,487,330千円

4 期 間

平成32年度から平成36年度まで

5 契約方法

ごみ収集運搬業務について、適正かつ円滑に履行できる事業者に対し公平かつ広く門戸を開いて入札参加の機会を与えることを目的に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する委託基準に基づいた一定の制限を付し、有資格業者を対象にした制限付一般競争入札を行う。

6 委託開始までのスケジュール（案）

事項	平成31年度		平成32年度
	4月～7月	8～3月	4月
① 契約事務	← 契約準備及び入札契約 →		4/1 から 業務開始
② 住民への周知	← 地域住民周知 →		
③ 事業者準備期間	← 車両等の準備・確保 →		
	← ごみ収集運搬業務内容等の引継ぎ →		

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
204～ 207	4 衛生費	2 清掃費	2 ごみ処理費	4-1	資源ごみ処理費	千円 403,501

### 1 概 要

最終処分場の延命化と資源の有効活用を図るため、容器包装リサイクル法等に基づき、分別収集した資源ごみ、古紙、プラスチック製容器包装の選別等処理を行い、資源化する。また、ごみの分別徹底及び減量化、リサイクルの推進を図るため、チラシの配布や広報等により、市民への意識啓発を行う。

### 2 事業内容

#### (1) 資源ごみ、古紙、プラスチック製容器包装の資源化

・次頁「資源ごみ、古紙、プラスチック製容器包装の資源化フロー」を参照

#### (2) 選別等処理業務委託に関する処理量の推移

(単位：t)

業務名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 予算(見込み)
資源ごみ(缶、びん、ペット ボトル、鍋、釜、やかん、フライ パン) 選別業務	7,015	6,800	6,800	6,800
古紙選別業務	3,794	3,612	3,500	3,500
プラスチック製容器包装 選別業務	6,711	6,406	6,000	6,000

#### (3) 食品ロス削減の推進

食品を「買い過ぎない」・「食べ切る」・「使い切る」など、廃棄しないような行動を促す取り組みや、会食や宴会時などの食べ残しを減らすための取り組み「30・10運動」について、市民及び事業者への普及・啓発を行う。

また、現在、「サステナプラザながさき」において実施している「フードドライブ活動」を、市施設やごみ分別説明会などにおいて実施するなど、食品の寄付を受ける機会や場所を拡大し、「フードドライブ活動」の浸透及び活性化を図る。

#### (4) 事業費内訳

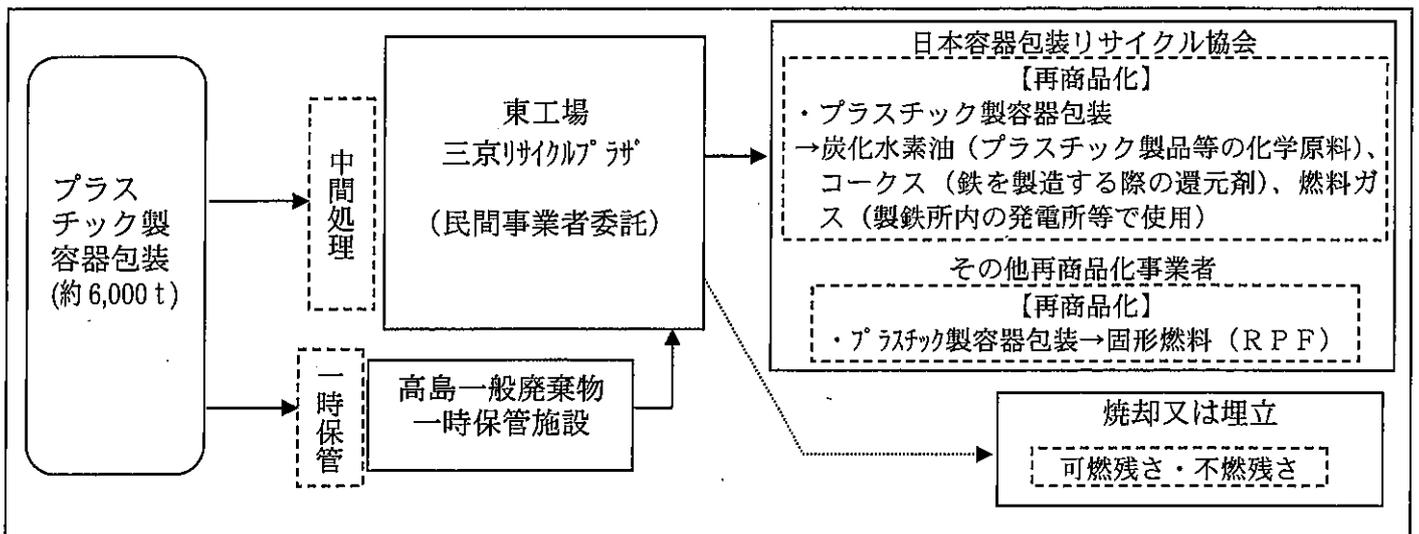
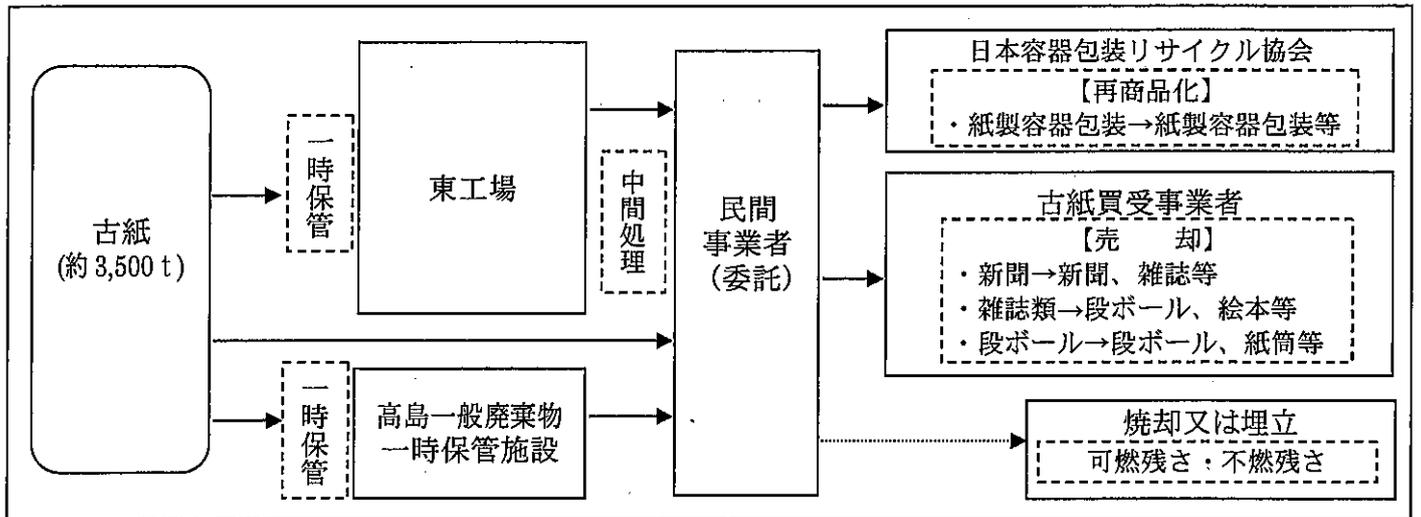
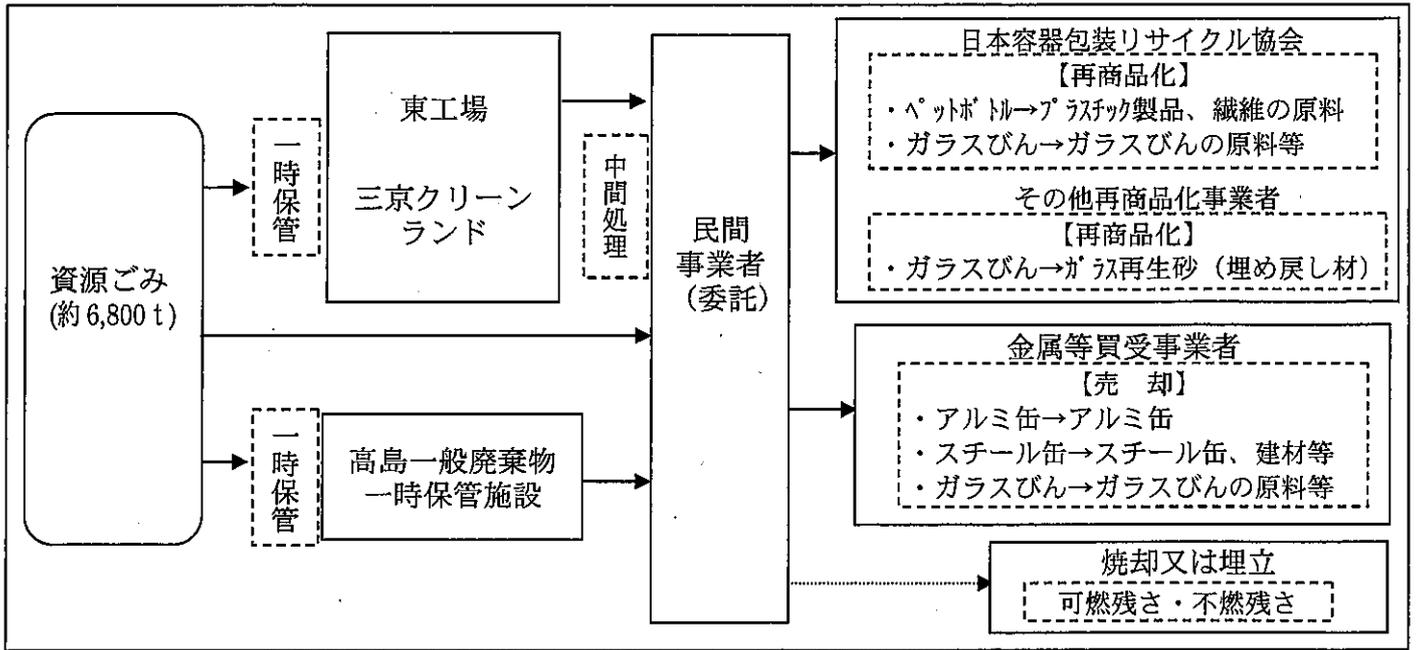
ア 旅 費 (再商品化事業者調査等)	95千円
イ 需用費 (広報ながさき折込チラシ・ごみ分別チラシ印刷製本費等)	5,032千円
ウ 役務費 (引っ越しごみ啓発に係るタウン誌への掲載料等)	451千円
エ 委託料 (資源ごみ、古紙、プラスチック製容器包装選別処理等)	397,803千円
オ 使用料及び賃借料 (簡易包装啓発看板掲載料等)	120千円

### 3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 403,501	千円 -	千円 -	千円 -	千円 211,643	千円 191,858

※有価金属混合物及び古紙売却収入など

資源ごみ、古紙、プラスチック製容器包装の資源化フロー



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
204～ 207	4 衛生費	2 清掃費	2 ごみ処理費	6-1	【単独】ごみ処理施設 等整備事業費 東工場	千円 411,600

## 1 概 要

東工場は、昭和63年の稼働開始から31年経過しており、その大部分の設備・機器は建設当初から稼働しているため、施設の老朽化が進んでいる。本事業は、東工場が平成37年度までの稼働を予定しているため、施設基幹部の更新・整備による延命化を図るとともに、施設全体の性能維持及び安全稼働を目的とした定期整備を実施するものである。

延命化工事は平成32年度まで行い、定期整備工事は平成36年度まで行う予定である。

平成31年度の延命化工事は、デジタル計装制御システム(DCS)更新、燃焼ストーカ・集じん灰処理・剪断破碎機のシーケンサ更新、タービン発電機の整備及びクレーンバケット B 号の更新を実施するものである。

また、定期整備工事は、ごみ焼却設備及び付帯設備整備、タービン整備、耐火物補修、クレーンバケット整備(B号除く)、剪断破碎機整備及び電気設備整備を実施するものである。

## 2 事業内容

(1)延命化工事 247,200 千円 (一般廃棄物処理事業償充当率 90%)

ア デジタル計装制御システム(DCS)更新

(焼却施設の中核であり、機器の監視、遠隔操作及び制御を行う装置)

H31 年度をもって中央監視装置のメーカー保守期限を迎え、その後のメンテナンス部品の供給及び修理対応ができなくなるため更新

イ シーケンサ更新 (燃焼ストーカ・集じん灰処理・剪断破碎機の動作制御を行う装置)

設置後 10 年の耐用年数を経過するため更新

ウ タービン発電機整備 (発電する設備)

発電機固定子コイルの絶縁性能が劣化しており、安全運転維持に支障をきたすため更新

エ クレーンバケット(ごみ用 B 号)更新 (燃やせるごみを炉内に投入する設備)

本体に発生した亀裂に急激な進行が見られ、補修対応だけでは平成 37 年度までの使用が出来ないため更新

(2)定期整備工事 164,400 千円 (一般廃棄物処理事業償充当率 75%)

ア ごみ焼却設備及び付帯設備整備 (1・2号)

(ごみ焼却及びごみ焼却時に発生する高温の焼却熱を冷却する設備)

高温のごみ焼却熱及び排ガスにより摩耗・腐食等が発生する水管に対する整備

(法定検査 1 回/2年)

- イ 蒸気タービン整備（1基）（発電する設備）  
年間通して停止することなく発電しているため、2年に1度整備（法定検査1回/4年）
- ウ ごみ焼却施設耐火物補修（1式）（焼却炉を高温のごみ焼却熱から保護する耐火物）  
高温のごみ焼却熱から焼却炉を保護する耐火物に対する整備
- エ クレーンバケット整備（ごみ用2基・灰用1基）  
（燃やせるごみを炉内に投入、または、灰をトラックへ積載する設備）  
高圧ゴムホース、作動油の交換等、長時間連続稼働するクレーンバケットに対する整備
- オ 剪断破砕機整備（1基）（粗大ごみを破砕する設備）  
剪断時の衝撃等により高負荷を強いられる剪断刃等を整備
- カ 電気設備整備（1式）（排ガス処理用薬品供給装置の制御盤及び電話機主装置）  
長時間の連続稼働を強いられる制御盤部品ほか電話機主装置の経年劣化に対する整備

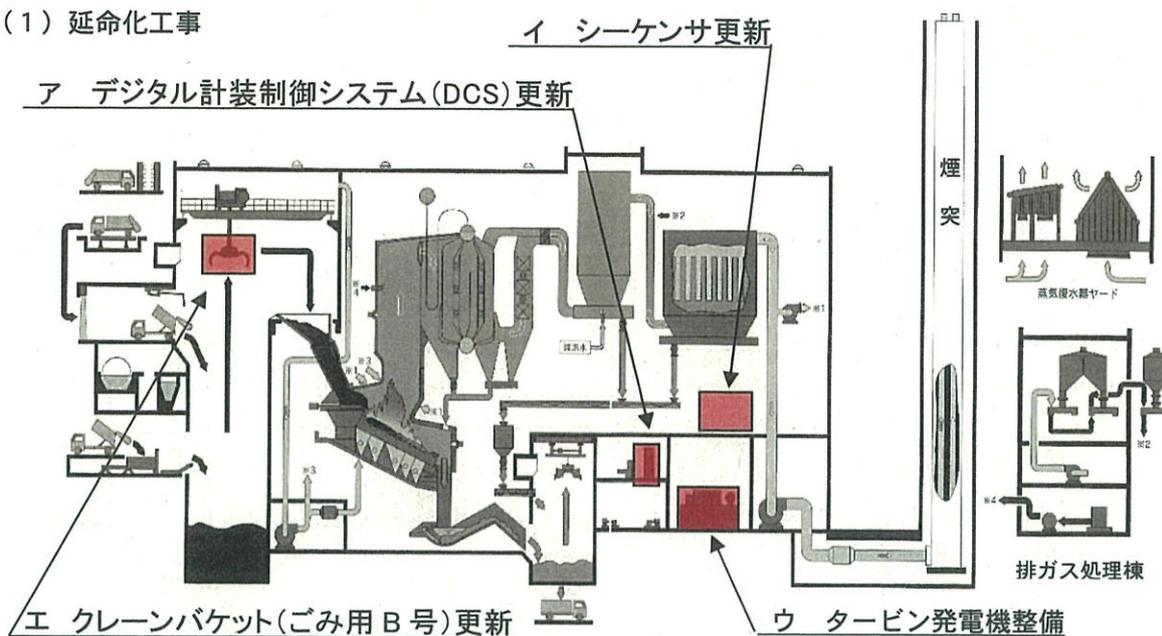
### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
411,600	—	—	345,700	—	65,900

※一般廃棄物処理事業債 充当率 90%または 75%

#### 4 事業概要の説明図

##### (1) 延命化工事



ア デジタル計装制御システム (DCS) 更新  
機器の監視、遠隔操作及び制御を行う装置



イ シーケンサ更新  
燃烧ストーカ等の動作制御を行う装置



ウ タービン発電機整備  
発電する設備



エ クレーンバケット(ごみ用B号)更新  
燃やせるごみを炉内に投入する設備



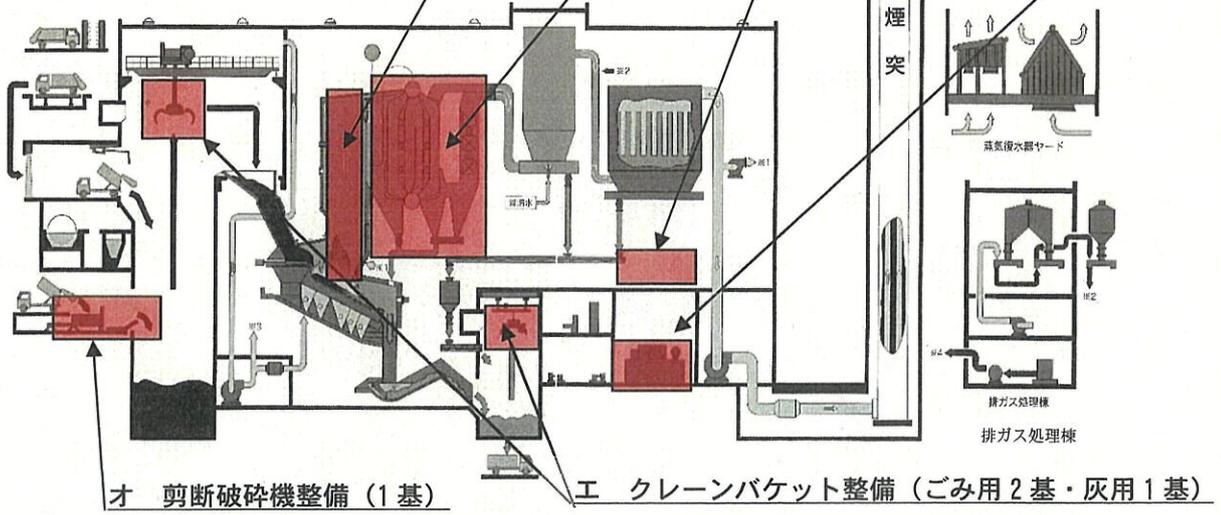
(2) 定期整備工事

カ 電気設備整備 (1式)

イ 蒸気タービン整備 (1基)

ア ごみ焼却設備及び付帯設備整備 (1・2号)

ウ ごみ焼却施設耐火物補修 (1式)

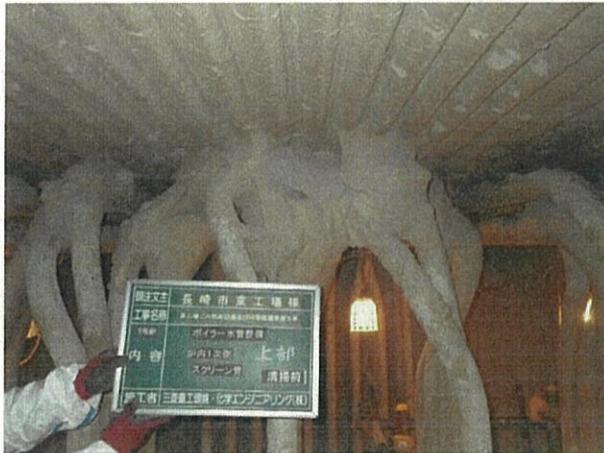


オ 剪断破碎機整備 (1基)

エ クレーンバケット整備 (ごみ用2基・灰用1基)

ア ごみ焼却設備及び付帯設備整備 (1・2号)

ごみ焼却及びごみ焼却時に発生する高温の焼却熱を冷却する設備



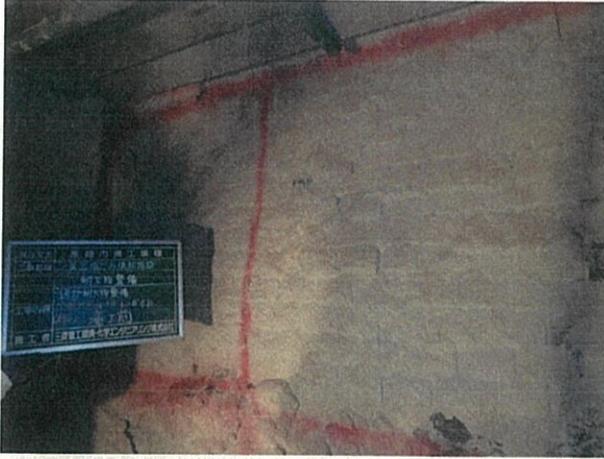
イ 蒸気タービン整備 (1基)

発電する設備



ウ ごみ焼却施設耐火物補修（1式）

焼却炉を高温のごみ焼却熱から保護する耐火物



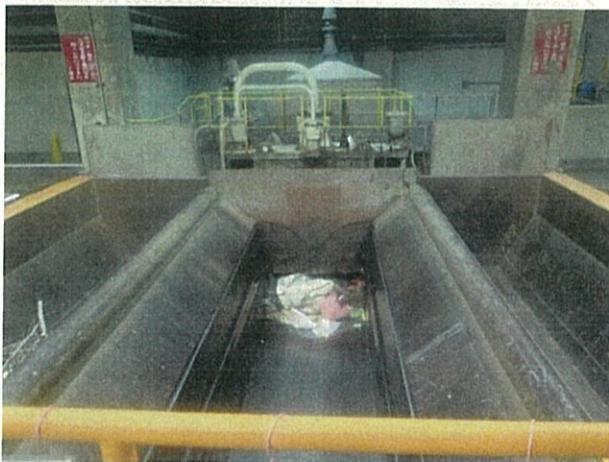
エ クレーンバケット整備（ごみ用2基・灰用1基）

燃やせるごみを炉内に投入、または、灰をトラックへ積載する設備



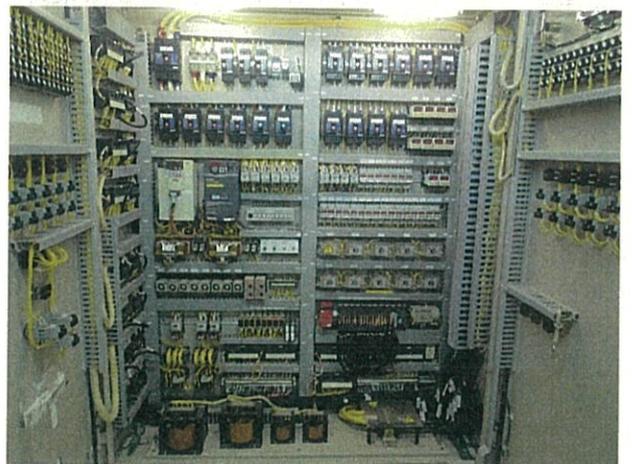
オ 剪断破砕機整備（1基）

粗大ごみを破砕する設備



カ 電気設備整備（1式）

排ガス処理用薬品供給装置の制御盤等



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
204～ 207	4 衛生費	2 清掃費	2 ごみ処理費	6-3	【単独】ごみ処理施設等整備事業費 災害廃棄物仮置場	千円 45,000

### 1 概 要

災害時に発生する不測の廃棄物は、既存の施設における通常の処理が不可能であり、処理可能となるまでの間、適正に一時保管する必要がある。

平成 16 年に埋立が完了した東工場敷地内の埋立処分場は、国の「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づき、掘削、増加荷重等、土地の形質変更 に一定の制限はあるものの、処理施設に隣接していることから災害廃棄物の仮置場として整備することとし、平成 30 年度は、必要な測量や地質調査を実施した。

平成 31 年度は、この調査結果を基に災害廃棄物仮置場の整備を行う。また、仮置場として使用しない通常時は、東工場の操業期間延長に関する地元との覚書に基づき、グラウンドとして、地元へ開放する。

### 2 事業内容

(1)事業期間 平成 30 年度～平成 31 年度

(2)総事業費 54,000 千円 (H30:9,000 千円、H31:45,000 千円)

(3)平成 30 年度 東工場災害廃棄物仮置場測量地質調査業務委託

ア 処分場の測量、地盤の支持特性の調査等を実施し、災害廃棄物仮置場としての整備に問題ないことが確認された。

(4)平成 31 年度 災害廃棄物仮置場整備工事

ア 災害廃棄物を仮置きするスペースのクレイ舗装 (80m×80m)

・仮置きするスペースを最大限確保することを目的としている。

・この範囲での車両動線や作業スペースを考慮した場合の仮置可能量は、約 8,000 トン。

・平成 18 年の台風 13 号被害に発生した燃やせるごみ量は、約 650 トン。

・昭和 57 年の長崎大水害時の倒壊家屋数から想定した燃やせるごみ量は、約 23,000 トン。

イ 廃棄物の崩れ防止のためのフェンス設置 (高さ 1.8m)

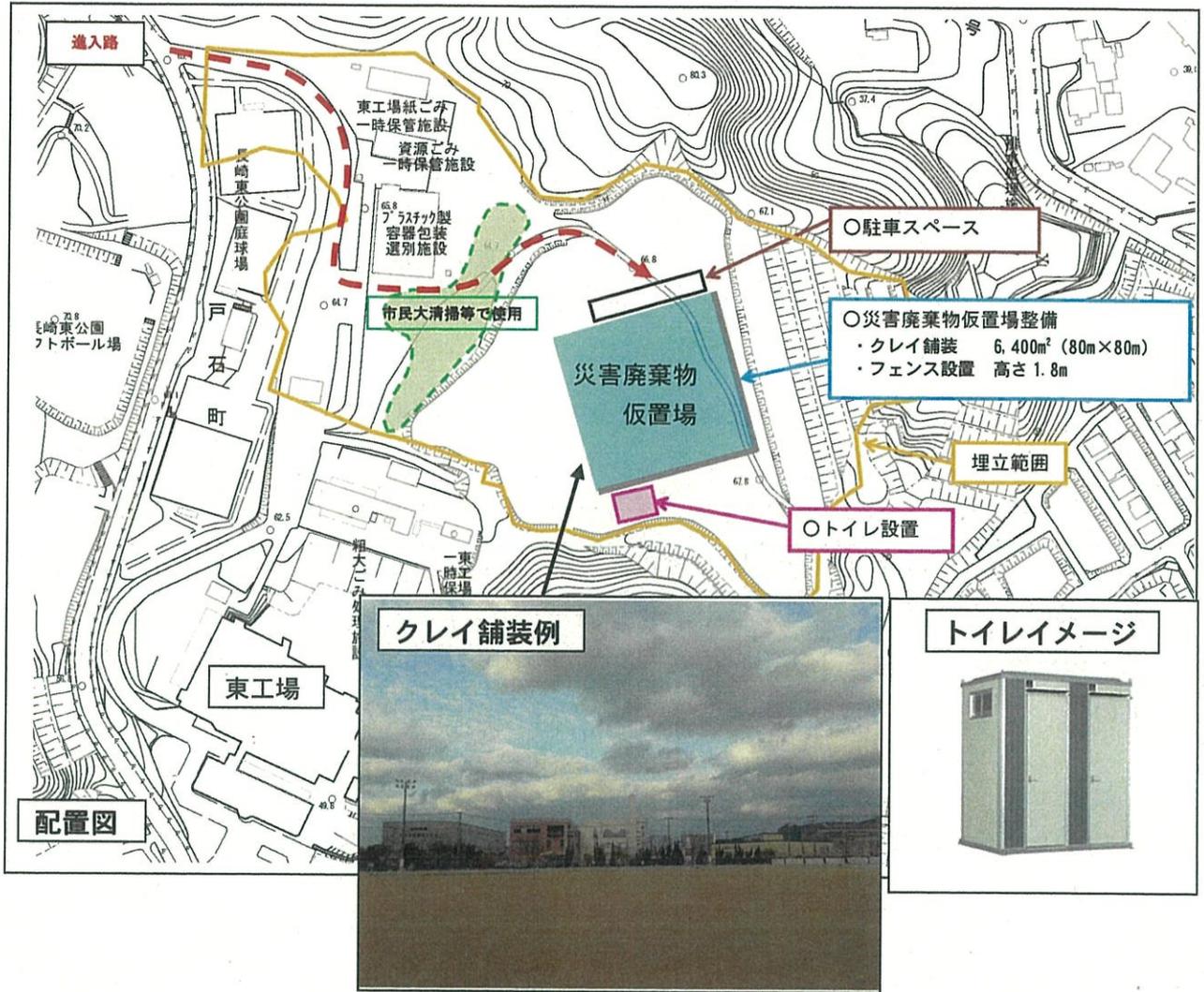
ウ 災害廃棄物処理に係る作業員のための簡易トイレ設置

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
45,000	—	—	33,700	—	11,300

※ 一般単独事業債 充当率 75%

#### 4 整備計画



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
204～ 207	4 衛生費	2 清掃費	2 ごみ処理費	6-5	【単独】ごみ処理施設等整備 事業費 三京クリーンランド埋立処分場 重機整備	千円 17,700

### 1 概 要

三京クリーンランド埋立処分場では、複数の大型重機を使用して、ごみの移動、敷ならし、転圧・押し潰し、ごみの飛散防止等のための覆土を行っている。

このうち、トラクターショベルは、主にごみの移動、覆土の運搬及び敷ならしを行っているが、平成22年2月に購入後、約9年が経過し、老朽化が著しく進んだことから、修理の頻度、費用が増加し、埋立業務に支障をきたしている。そこで、現在のトラクターショベルの用途に加え、法面整形や粗大ごみの解体等、多用途に対応可能なバックホウ(バケット容量 0.5 m<sup>3</sup>)を、代替機として新規購入するもの。

### 2 事業内容

(1)バックホウ購入(バケット容量 0.5m<sup>3</sup>) 17,700千円

### 3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 17,700	千円 —	千円 —	千円 13,200	千円 —	千円 4,500

※ 一般廃棄物処理事業債 充当率75%

### 4 バックホウ(0.5 m<sup>3</sup>) 参考写真(一例)



【 参 考 】

(1) 埋立用重機一覧表

	重機名	作業内容	購入年度
1	ショベルローダー ※買替予定なし	搬入道路の補修、ステージからのごみの投入	昭和 58 年度
2	バックホウ(0.8 m <sup>3</sup> )	ごみの掻き落とし、ステージの築造・補修・素掘側溝の維持補修	平成 28 年度
3	ショベル2号	ごみの移動・敷ならし、覆土の運搬・敷ならし、ステージの築造	平成 29 年度
4	ショベル1号 ※買替予定なし	ごみの移動・敷ならし、覆土の運搬・敷ならし、ステージの築造	平成 21 年度
5	コンパクター	ごみの移動・敷ならし・破碎・転圧	平成 22 年度
6	バックホウ(0.25 m <sup>3</sup> )	ソファール解体	平成 30 年度
7	バックホウ(0.5 m <sup>3</sup> )	ごみの移動・敷ならし、覆土の運搬・敷ならし、ステージの築造	平成 31 年度

(2) 重機入替えに伴う費用比較

バックホウは汎用性が高く、複数の国内メーカーで生産されているため、本体価格が安価である。

項目 \ 重機	トラクター ショベル	バックホウ (0.5m <sup>3</sup> )
購入費(千円)	29,600	17,700
年間運転時間(時間) (標準)※	600	690

※「平成 30 年度版建設機械等損料算定表 長崎県」による

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
206～ 207	4 衛生費	2 清掃費	3 し尿処理費	1-1	旧クリーンセンター 維持管理費	千円 22,378

### 1 概 要

旧クリーンセンターは、平成2年10月から稼働を開始し、し尿汲取量が減少したことから平成27年度でし尿処理を終了したが、琴海クリーンセンター及び長崎半島クリーンセンターへのし尿等運搬の効率化を図るため、平成28年度から平成30年度の3年間に限ってし尿等の積替えを行っていた。平成31年3月末をもって積替えが終了することから、平成31年度は、施設を閉鎖するための清掃等を実施する。

### 2 事業内容

#### (1) 主な業務

- ア 工業用薬品処分及び薬品タンク清掃
- イ 生し尿・浄化槽汚泥仮受槽清掃及び汚泥運搬処分
- ウ 電気工作物保安点検（高圧受電に伴う保安点検）
- エ 緑地維持管理（敷地内の高木・低木の樹木剪定）
- オ 消防施設保守点検

#### (2) 事業費内訳

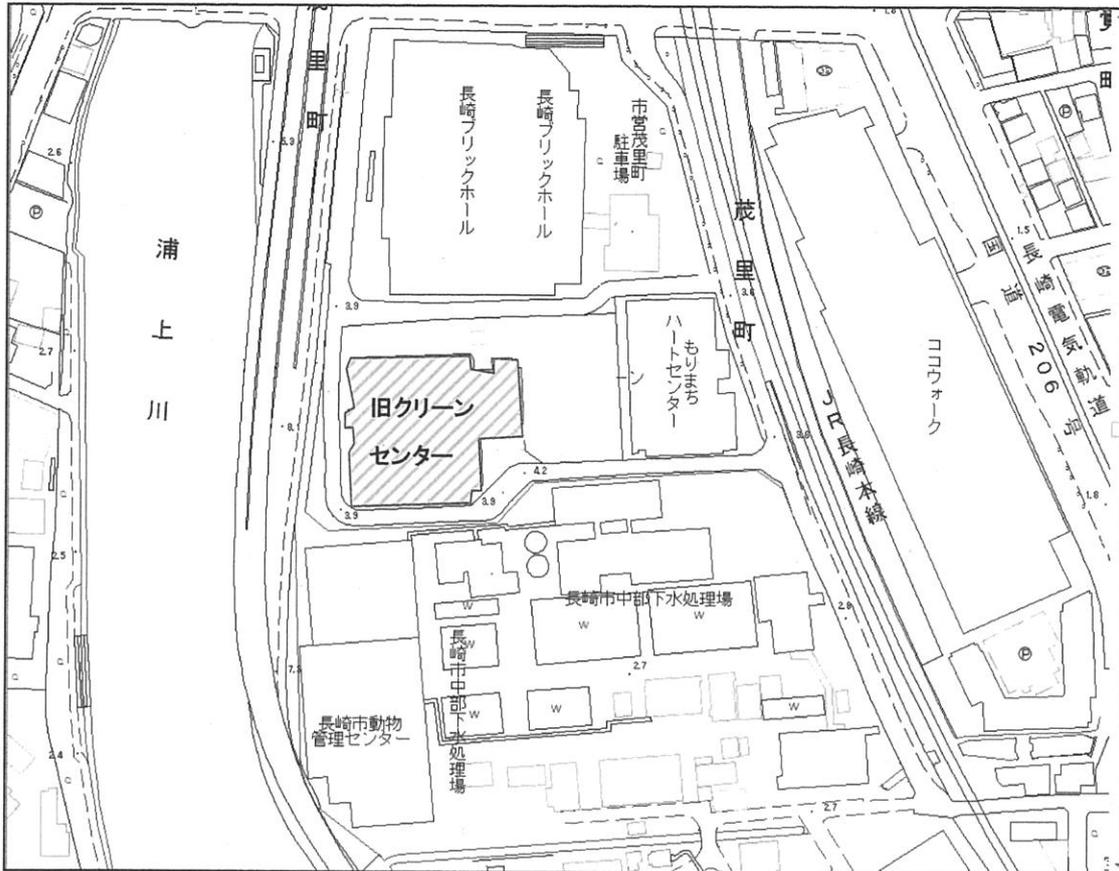
ア 委託料（工業用薬品処分委託費等）	12,815千円
イ 光熱水費（電気料・水道料）	8,596千円
ウ その他（消防設備修理、下水道使用料等）	967千円

### 3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 22,378	千円 —	千円 —	千円 —	千円 191	千円 22,187

※ 雑入(光熱水費等負担金)

#### 4 旧クリーンセンター位置図



#### 5 旧クリーンセンター写真

